

## いばらきソーシャルビジネス振興事業委託業務仕様書

### 1 趣旨

この仕様書は、いばらきソーシャルビジネス振興事業委託業務の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

### 2 委託業務の目的

高齢者・障害者福祉，子育て支援，買い物弱者対策などの様々な社会的課題が顕在化している中，こうした課題解決のビジネス化を促進し，新たな産業や雇用の創出を図るため，ソーシャルビジネスの事業化や経営改善を支援することを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から平成 25 年 3 月 31 日まで

### 4 委託業務の内容

#### (1) ソーシャルビジネスに取り組む事業者の育成

##### ① 事業者向け講座の実施

ソーシャルビジネスの事業化や経営改善を希望する NPO 等を対象に講座を実施し，ノウハウ習得や事業計画の具体化を支援する。

##### ア 講座回数

1 回程度

##### イ 講義回数

1 講義 4 時間程度 × 7 回程度

##### ウ 受講者

NPO 法人等関係者，NPO 法人等設立予定者

##### エ 想定される講座内容

(ア) ソーシャルビジネス概論（意義，可能性，特徴，新しい公共の趣旨等）

(イ) 先進事例の紹介・分析

(ウ) 先進事例の実践者による講話・現地視察

(エ) ビジネスプランの作成

(オ) 創業・経営実務（起業形態の選択，税務・会計，労務管理，資金計画等）

(カ) 効果的な情報発信

(キ) その他

※ 適宜，座学とワークショップを組み合わせること

##### オ 講師

受託者又は外部依頼講師により実施

② ハンズオン支援の実施

原則として人材育成講座の受講者を対象に、専門家がきめ細かな個別指導を行うことにより、事業計画等の具体化を支援する。

ア 専門家派遣団体数

5団体程度

イ 1団体当たりの専門家派遣回数

3回程度

(2) ソーシャルビジネスに取り組みやすい環境の整備

① 平成25年度以降の推進体制の検討

多様な関係者を交えた協議により、平成25年度以降、本県においてソーシャルビジネスを効果的・継続的に推進するための条件を整理した上で、推進体制について検討し、平成24年9月末を目途に提案する。

② 支援者向け講座の実施

ソーシャルビジネスに取り組む事業者の支援を希望する方を対象に講座を実施し、支援ノウハウの習得・向上や情報交換を支援する。

ア 講座回数

1回程度

イ 講義回数

1講義4時間程度×2回程度

ウ 受講者

NPO等のお手伝いをしたいと考えている方、中間支援団体職員、中小企業診断士、税理士、経営コンサルタント、商工団体職員、自治体職員 等

エ 想定される講座内容

(ア) ソーシャルビジネス概論（意義、可能性、特徴、新しい公共の趣旨 等）

(イ) 先進事例の紹介・分析

(ウ) ソーシャルビジネスの担い手の現状分析

(エ) 国や自治体の支援策

(オ) 効果的な支援手法

(カ) その他

オ 講師

受託者又は外部依頼講師により実施

## 5 成果目標

委託業務の実施にあたっては、以下の目標の達成を目指すこととする。

- 4 (1) ①事業者向け講座の実施 → 講座の修了者が作成した新事業計画数 10 計画
- 4 (2) ①平成 25 年度以降の推進体制の検討 → 平成 24 年 9 月末を目途に提案
- 4 (2) ②支援者向け講座の実施 → 講座の修了者数 10 名

## 6 対象経費の範囲

- (1) 人件費（給料，諸手当，保険料）
- (2) 諸謝金
- (3) 旅費
- (4) 消耗品費
- (5) 印刷製本費
- (6) 通信運搬費
- (7) 使用料（会場，自動車等）
- (8) 燃料費
- (9) 一般管理費
- (10) その他

## 7 業務委託遂行上の注意事項

- (1) 本業務は、内閣府の「新しい公共支援事業交付金」を活用した「NPO等の活動基盤整備のための支援事業」として実施するものであるため、関係要領及び新しい公共支援事業ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）等の内容を踏まえ適切に実施すること。
- (2) ガイドラインに基づき、県が新しい公共支援事業運営委員会や内閣府に対して行う進捗状況報告や成果報告に協力すること。